

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の施行に伴い健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の公表が義務づけられました。これは地方公共団体の「財政再建団体」への転落を未然に防ぐため、その前提として「早期健全化団体」の基準を設け早期に対応することを目的としています。

健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

◆ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
上勝町の比率	—	—	9.7	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	

* 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」の記載となります。

- 1, 4つの比率のうち1つでも早期健全化基準(黄信号)を超えると財政健全化計画を策定しなければならない。
- 2, 4つの比率のうち1つでも財政再生基準(赤信号)を超えると財政再生計画を策定しなければならない。

◆ 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
東地区簡易水道事業特別会計	—	20.0
西地区簡易水道事業特別会計	—	20.0
いっきゅう地区簡易水道事業特別会計	—	20.0

* 資金不足額がない場合は「—」の記載となります。

- 1, 経営健全化基準を超えると経営健全化計画を策定しなければならない。

<比率説明>

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質的な赤字が、標準財政規模に対してどのくらいあるかを表したものの。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質的な赤字が、標準財政規模に対してどのくらいあるかを表したものの。(財産区会計は除く)

(3) 実質公債費比率

一般会計等における地方債の償還や、公営企業が借り入れた地方債の償還に対する一般会計からの繰出金などが、標準財政規模に対してどのくらいあるかを表したものの。

(4) 将来負担比率

一般会計等の将来負担する債務が、標準財政規模に対してどのくらいあるかを表したものの。

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとに事業規模に対する資金不足の状況を表したものの。

◇ 健全化判断比率等の対象について

一般普通会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	奨学資金特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険(事業勘定)特別会計 国民健康保険(診療施設勘定)特別会計 国民健康保険(福原診療施設勘定)特別会計 介護保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計	公営企業に係る会計				
一部事務組合・広域連合・・・小松島市外3町村衛生組合						
地方公社・第三セクター等・・・上勝町土地開発公社						

資金不足比率

※公営企業会計ごとに算定

◆ 財産区会計は対象外です。

◆ 第三セクター・・・町が損失補償または債務保証している場合は対象、本町はしていないため対象外となります。